

付属機関等の設置状況

項 目	内 容
① 付属機関等の名称	川西市行政不服審査会
② 事務局（担当課）	総務部 総務課 内線 ： 2322
③ 設置の根拠	行政不服審査法第81条第1項 川西市行政不服審査会条例 川西市行政不服審査会条例施行規則
④ 設置年月日	平成28年4月1日
⑤ 所掌事務	行政庁の処分に対する審査請求について、行政庁の処分の違法性又は不当性の有無に関して審査を行う
⑥ 委員数	3 名 （うち、女性委員数 1 名）
⑦ 委員の任期	3 年 現行委員の任期 令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日
⑧ 委員の構成（選出基準）	学識経験者 3人（弁護士2人、大学教授1人）
⑨ 諮問答申事項等	行政庁の処分について、行政不服審査法の規定による審査請求があったとき、諮問答申する。
⑩ 部会等の名称及び役割	設置していない
⑪ 委員名簿	別紙のとおり